

(仮訳)

日・ルーマニア戦略的パートナーシップ構築に関する共同声明

日本とルーマニア(以下、両国)は、

2002年の日本国とルーマニアとの間の友好、協力、パートナーシップに関する共同声明の署名以来、緊密な二国間関係がますます発展し、その後の2013年の新たなパートナーシップに関する共同声明によって強化されたことを想起し、

両国を結びつける永続的な友情と確立された協力の伝統を認識し、

現在、法の支配に基づく国際秩序が危機に瀕していることを強調し、地政学的競争の激化を目の当たりにし、そして、第二次世界大戦の終結以来、最も厳しく、複雑で、不安定な安全保障環境において、世界が歴史の転換点にあることを認識し、

欧州の安全保障とインド太平洋の安全保障は不可分であるという認識を強調し、及び変化する戦略的環境に対応するために、両国及び同志国との間の協力を更に強化する必要性を強調し、

法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を支持し、強化する決意並びに、自由、民主主義、グローバルな平和及び人権の尊重等の共有された基本的価値、規範並びに原則への両者のコミットメントを強調し、

国連憲章の目的及び原則並びに他の普遍的に認められた国際法規範を固く遵守することを確認し、

人類が直面している複雑な地球規模の課題は、全ての国連加盟国による開かれた建設的な対話における貢献を通じて、より適切に対処し得ることを確信し、

国際協力と法の支配に基づく効果的な多国間秩序を共に追求していることを認識し、

国際的なルール及びスタンダードに沿った質の高いインフラ投資を通じて、安定、安全、繁栄を強化し、民主主義の価値と向上した連結性の利点を促進するための両国の努力を認識し、

2019年2月1日の日EU戦略的パートナーシップ協定の暫定適用の開始がもたらした価値ある貢献に基づき、二国間関係を更に強化する意思を表明し、

両国の協力を包括的に更に発展させ、共通の課題に対して両国が連携した対応を形成できるようにし、及び二国間及び国際レベルにおける新たな機会を利用する必要性を認識し、

次の3つの主要な柱に焦点を当て、二国間関係を戦略的パートナーシップのレベルに引き上げることを決意する。

第1の柱: 政治・安全保障対話

1. 両国は、定期的なハイレベル会合を開催し、二国間及び多国間フォーラムの両方において、両国政府間の恒常的な対話を維持することにより、政治協力を強化することを決定する。日本とルーマニアの国会及び地方政府間のやり取り、関係する省庁及び政府機関間の実務レベルの対話、市民社会の交流も同様に奨励される。
2. 両国は、世界のいかなる場所であっても、力又は威圧によるいかなる一方的な現状変更の試みにも反対することを決意する。
3. 両国は、ウクライナに対するロシアの侵略戦争を非難し、国際的に認められた国境内でのウクライナの主権、独立、領土一体性への支持を再確認し、金融制裁、輸出管理及びその他の措置を含む制裁を通じてロシアの侵略に対応する国際社会の団結の重要性を強調する。両国は、ロシアがウクライナに対する核兵器の使用というロシアの無謀な威嚇について、国際社会の平和と安全に対する重大かつ容認できない脅威として非難した。両国は、G7プラスの議論の枠組みを含め、ウクライナを支援するために協力する。ルーマニアは、ブカレスト9フォーマットとの対話への参加に関する日本からの関心について高く評価する。
4. 両国は、モルドバ共和国の平和、安定及び領土一体性の重要性を認識し、そのために協力していく意思を表明する。
5. 両国は、自由で、民主的で、安全で、安定し及び繁栄した黒海地域における共通の利益を共有する。そのため、両国は経済発展、地域の安全保障、民主主義を促進するために協力する。両国は、欧州と南コーカサス及び中央アジアとの間の架け橋としてのこの地域の潜在的な価値を発揮するために、連結性、観光、貿易及びエネルギープロジェクトの開発に投資する機会を模索する。
6. 両国は対話を継続し、地球規模レベルでの相互利益を有するテーマに関する協力を強化する。例えば、インド太平洋、欧州、あるいは東や南の近隣地域の地域情勢、法の支配に基づく国際秩序への挑戦への対応、連結性、男女平等、人口の高齢化、貧困削減、気候変動、多国間主義、開放性、透明性の精神に基づき、2030 アジェンダとその持続可能な開発目標(SDGs)の実施に貢献することを目的として、国連全体の機能を強化するため、常任理事国と非常任理事国の双方の議席を拡大する、必要かつ待望の国連安保理改革を含む国際機関及びフォーラムの改革である。
7. 両国は、地域に対するそれぞれのアプローチの共通点に基づき、包摂的で法の支配に基づく、自由で開かれたインド太平洋(FOIP)を実現するための協力を強化することに同意する。両国は、ASEAN、南アジア、太平洋島嶼国への関与を含め、インド太平洋における日・EU 協力を支持するために協力することにコミットする。

8. 両国は、航行と上空飛行の自由を擁護することの重要性を再確認し、国際法、特に国連海洋法条約 (UNCLOS) に従った紛争の平和的に解決することの重要性を強調する。両国は、すべての海洋権益に関する権利主張は UNCLOS の関連規定に基づくものでなければならないことを強調する。この点において、両国は、東シナ海及び南シナ海に関して、緊張を高め、地域の安定及び法の支配に基づく国際秩序を損なう、力又は威圧によるいかなる一方的な現状変更の試みに対しても強く反対することを改めて表明する。
9. 両国は、グローバル及び地域の事項に引き続き関与することにコミットし、ウクライナ、イラン、アフガニスタン、シリア、リビア、中東和平プロセス、北朝鮮及びミャンマーなどの問題に関する二国間対話及び日・EUの関与の重要性に留意する。
10. 両国は、2022 年初め以来の複数の大陸間弾道ミサイル (ICBM) 発射を含む国連安保理決議に違反した北朝鮮の進行中の核兵器及び弾道ミサイルの開発を強く非難する。両国は、北朝鮮の全ての大量破壊兵器、あらゆる射程の弾道ミサイル及び関連する計画の完全な、検証可能な、かつ不可逆的な廃棄に対するコミットメントを改めて強調し、関連する国連安保理決議の完全な履行の重要性を強調する。両国は、北朝鮮が拉致問題の解決を含む国際社会の人道上の懸念に遅滞なく取り組むよう強く求める。
11. 両国は、軍備管理、軍縮及び不拡散を強化する目的で、二国間及び多国間の協力を強化することの重要性を認識する。両国は、国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石及び原子力の平和的利用を追求するための不可欠な基礎としての核兵器不拡散条約の重要性並びに同条約及び通常兵器及び大量破壊兵器の軍縮・不拡散の分野におけるその他の国際的な制度の維持・強化の必要性を強調する。両国は、核兵器不拡散条約の目的に沿って、核兵器のない世界を実現するというコミットメントを確認する。両国は、ロシアによる新戦略兵器削減条約 (新START) の履行停止の決定を深く遺憾に思う。
12. 両国は、国際の平和及び安全並びに国際法の遵守に支えられた法の支配に基づく国際秩序に対するコミットメントを再確認する。この点で、ルーマニアは、最近の日本の国家安全保障戦略の採択を歓迎する。
13. 両国は、安全保障及び相互に関心を有するその他の関連する国際問題について、それぞれの関連機関間の対話の強化を奨励する。
14. 両国は、変化する戦略的環境に対応するため、日・NATO間の協力を更に強化する必要性を強調する。両国は、地域横断的な課題や共通の安全保障上の利益について取り組むため、NATOのインド太平洋地域への関与の強化の重要性を改めて表明する。
15. 両国は、2014年に開始され、2018年と2020年に改訂された日・NATO 国別パートナーシップ協力計画に基づくものを含め、国際安全保障に関連する様々な分野での協力を追求するよう努める。両国は、日NATO間の新たな枠組み協力文書である国別適合パートナーシップ計画に向けた進捗を歓迎する。

16. 両国は、サイバーセキュリティの分野及び非対称的な安全保障上の脅威との戦いにおける協力を強化することを決意する。

第2の柱: 経済及び開発に関する協力

17. 両国は、日EU間の協力の枠組み、特に日EU経済連携協定を最大限活用することにより、二国間の経済・通商関係の範囲を拡大し、多様化するという決意を再確認する。両国は、人体への健康リスクに関する科学的根拠に基づき、東日本大震災を契機にとられているEUによる日本産食品に対する輸入規制措置を撤廃するために、適用可能な日EUの枠組みの中で引き続き協力することを確認する。
18. 両国は、価値のあるデータ駆動型技術の可能性を活用し、「信頼性のある自由なデータ流通(DFFT)」の実現等を通じて両国の経済・社会に利益をもたらすよう国際協力を推進する重要性を認識する。この文脈において、両国は、データの自由な流通に関する規定を日EU・EPAに含めることについて、日本とEUとの間で交渉を開始したことを歓迎する。
19. 両国は、2018年に採択された欧州とアジアの連携強化のための包括的戦略に関わるEUビジョンに向けた要素を打ち出した欧州委員会及び欧州連合外務・安全保障政策上級代表の共同コミュニケーション、2021年に採択されたインド太平洋における協力のためのEU戦略、並びにEUのグローバルゲートウェイ戦略によって開かれた機会を利用する用意があることを表明する。
20. 両国は、「持続可能な連結性及び質の高いインフラに関する日EUパートナーシップ」の内容に沿って、二国間プロジェクトにおいて持続可能な連結性及び質の高いインフラの原則を堅持することを決意する。このような状況において、両国は、相互利益をもたらす、地域の連結性の向上に貢献する、公平で透明性のある方法で実施された成功したインフラプロジェクト協力の象徴として、ブライラ橋の建設を歓迎する。両国はまた、三海域イニシアチブに対する日本の民間部門の関心を惹きつけることの重要性を認識する。両国は、主要なインフラプロジェクト開発並びにエネルギー、輸送及びデジタル連結性といった様々な分野における二国間協力の強化の可能性を認める。
21. 両国は、日本貿易振興機構(JETRO)やルーマニアの関係省庁、経済機関などによる、ルーマニアと日本における、スタートアップを含むビジネス支援の奨励を強化する決意を表明する。
22. 両国は、伝染病とパンデミックが世界の経済、統合された価値及びサプライチェーンに及ぼす大いに破壊的な影響を認識し、パンデミックへの対応について連帯を表明し、世界の回復と現在も続く警戒を支援するための引き続き二国間協力に引き続きコミットする。

23. 両国は、開かれた公正で包摂的な国際経済を後押しする政策を追求し、並びにルールに基づく多国間貿易体制を堅く支持し、促進し、及び形成するという決意を共有する。両国は、多くの場合国際法に従った外国政府の正当な権利の行使、選択若しくは主張を、誘導し、又は影響を与える意図をもって行われる、貿易や投資に影響を与えるものを含む経済的措置の利用又はその利用の脅威を通じた経済的威圧に懸念を表明し、反対する。このような慣行は、グローバルな安全保障と安定を損なうおそれがあり、防止されなければならない。その上で両国は、経済安全保障に関して対話を深める重要性を共有する。
24. 両国は、ルーマニアのOECD加盟プロセスに関する議論を前進させるべく協力する。さらに、両国は、ルーマニアがOECDの新たなメンバーになった後には、より深い協力が見られることを期待する。
25. 両国は、政府開発援助の専門機関である国際協力機構（JICA）及びルーマニア国際開発庁（RoAid）により、また、両国の各大使館を通じ又はこれらの支援を得て、モルドバ共和国を始めとする第三国に対する支援プロジェクトを実施することについて関心を表明する。両国は、モルドバ共和国、特に同国の欧州統合プロセスに対する支援の橋渡し及び調整メカニズムとして、「モルドバ支援プラットフォーム」の重要性を認識する。
26. 両国は、SDGsの達成に貢献するため、持続可能な開発の精神に基づいて経済協力全体を発展させることへのコミットメントを表明する。
27. 両国は、新型コロナとそれ以降の時代におけるSDGsとデジタル化を達成するための地球規模の取り組みに焦点を当てる2025年大阪・関西万博の重要性を認識する。
28. 両国は、質の高いインフラ投資に関するG20原則などの融資や投資に関するものを含め、国際的に認められたルールや基準を遵守することの重要性を想起する。両国は、特に、債務者の外交的自律の根底にある、開かれた公正な貸付慣行の重要性を強調し、さらに両国は、債務の透明性の向上、時宜にかなった、秩序のある、調整された形での債務処理のためのG20共通枠組みの迅速な実施、処理原則の比較可能性にのっとり民間及び公的二国間債権者との公正な負担分配を確保するよう努力する。

第3の柱: 文化、科学技術、研究開発、イノベーション、人的交流

29. 両国は、東京にルーマニア文化センターを設立するイニシアチブを評価するとともに、文化行事の開催の奨励を含め、二国間の文化協力と人的交流を拡大する意図を有している
30. 両国は、特に教育の流動性の促進を通じて、研究コミュニティと高等教育機関との間の一層の相乗効果の支援を決意している。

31. 両国は、両国の地方都市間の姉妹都市プログラムを含む協力の更なる協力促進の重要性を認識する。
32. 両国は、二国間及び日EU間の科学技術協力協定の下で、知見の共有や共同プロジェクトを策定することにより、科学研究、技術及びイノベーションの分野で協力を強化する意図を有している。この点、両国は、レーザー光線を利用した核物理学分野での研究プロジェクトの実施、特にルーマニア核物理極限レーザー研究所(ELI-NP)プロジェクトの完了、及び情報通信技術、ブロックチェーン、ロボット工学と人工知能、スマートシティ、地震学、地球物理学、海洋生態系を含む分野での共同イニシアチブに対する支持を明確に強調する。
33. 両国は、デジタル化及び ICT の分野で協力するための具体的な行動を開始し、当該分野でのビジネス対話を強化するという強い意図を示す。
34. 両国は、緊急事態における準備及び対応行動を含む災害リスク軽減分野及び遠隔医療を含む緊急医療等の分野における増大した二国間協力をコミットする。特に、両国は、地震被害の軽減と対応に関する技術協力に関与する。
35. 両国は、感染症の予防と闘いにおける公衆衛生システムの強靱性を構築し、差し迫った感染症の発生に対する効果的で迅速な探知・対応の確立に向けてグローバルな支援を促進するため、二国間及び国際的な段階の両方で、保健分野における協力を強化することを決意する。

英文2通に2023年3月7日に署名した。

岸田文雄
日本国内閣総理大臣

クラウス＝ヴェルナー・ヨハニス
ルーマニア大統領